

懲罰特別委員会議録

1 調査事件

(1) 大平栄治議員に対する懲罰動議

(2) その他

2 日 時 平成26年12月15日 庁舎再編整備特別委員会終了後

3 場 所 広神庁舎3階 301会議室

4 出席委員 大平恭児、佐藤敏雄、遠藤徳一、関矢孝夫、星 吉寛、本田 篤、森島守人、
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 提 出 者 大屋角政

7 書 記 小幡議会事務局長、関主任

8 経 過

開 会 (16:31)

遠藤委員長 定足数に達していますので、ただいまから懲罰特別委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。本委員会に付託されました事件について審査願います。

(1) 大平栄治議員に対する懲罰動議

遠藤委員長 日程第1、大平栄治議員に対する懲罰動議についてを議題とします。提出者であります大屋角政議員の説明を求めます。

大屋議員 本会議でも大平栄治議員に対する懲罰動議につきましては提案理由を説明させていただきました。それ以上でもそれ以下でもありませんので、皆さんから質疑等ありましたらお答えしたいと思います。よろしく願います。

遠藤委員長 これから質疑を行います。

関矢委員 本会議で口頭で動議が出されたときに、後で文書でということ訂正されましたけれども、今回の動議の文書を見ますと発言に対する懲罰だけになっていましたけれども、あのときは議運で決めた回数制限を議長が制止をしたにもかかわらずそれを逸脱したということもあったんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

大屋議員 それにつきましては、その後いろいろと精査した上で、やはり一般質問、言論の府であるといったところもありますので、その部分については記述しないほうが良いと考

え、文書には書きませんでした。

関矢委員 わかりました。提出者にここまで聞いていいかわかりませんが、提出者としては、懲罰動議については懲罰をかけないということもありますし、そのほか4項目あるわけです。提出者はどのようなご意見がありますか。

大屋議員 最低、懲罰しないということだけはしないでほしいというのと、4つの処分の仕方がありますが、それについては委員の皆さんの慎重審議で、できましたら全会一致でできる範囲で結構だと考えております。

遠藤委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終わります。大屋議員の退席を求めます。(大屋議員退席) なお、一身上の弁明については、懲罰事犯者からの申し出はありませんでしたので、これを行わないこととします。これから、大平栄治議員に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すとなれば地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰にするかについて協議願います。休憩中に協議します。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (16 : 36)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (16 : 47)

遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に各委員の意見を求め協議した結果、本件については、懲罰事犯として懲罰を科すこと。また、懲罰を科すに当たっては、戒告の懲罰を科すべきとの意見の一致が見られたものと考えております。このことについて、ご意見がある方は発言願います。(なし) 意見等はなしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。これより採決いたします。最初に、本件は懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決します。大平栄治議員に対し、懲罰を科すべきものとするに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、大平栄治議員に対し懲罰を科すべきものとするに決定しました。次に、懲罰を科すべきことに決定しましたので、科すべき懲罰の種類についてお諮りします。大平栄治議員に対し、戒告の懲罰を科すことに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、大平栄治議員に対し、戒告の懲罰を科すことに決定しました。次に、戒告文案についてであります。これは、本委員会決定することとなっております。戒告文案について休憩中に協議します。しばらくの間、休憩します。

休 憩 (16 : 43)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (16 : 47)

遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。ただいま休憩中に協議の上作成した戒告文案をお手元に配付してありますので、事務局長に朗読させます。(戒告文案朗読)ただいまの戒告文案にご意見のある方は発言願います。(なし)意見等はなしと認めます。しばらくの間、休憩します。

休 憩 (16:48)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (16:51)

遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。戒告文についてこれより採決いたします。お諮りします。戒告文については、ただいま協議した案によることに異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

(2) その他

遠藤委員長 日程第2 その他を議題といたします。しばらくの間、休憩します。

休 憩 (16:52)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (16:54)

遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。参考までに、特別委員会は、付託案件の議決が完了すればその目的を終えることから、この度の懲罰特別委員会は解散することとなりますのでよろしくお願います。委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし)なければ、これでその他を終わります。本日の会議録の調整については委員長に一任願います。懲罰特別委員会は、これで閉会します。

閉 会 (16:55)